

公共工事請負費の前金払実施要領

平成27年4月1日改正
指宿市総務部財政課

工事請負金前払申請書に添付する書類を下記のとおり変更します。
前払金の使用計画書⇒前払金使途内訳明細書

平成23年4月1日施行

指宿市においては、建設工事の前金払について、これまで契約金額の4割以内の範囲
でできるものとしていましたが、全国的な経済危機や景気低迷の影響を考慮し、建設業
者の経営安定化を図る目的により、中間前金払制度を導入しました。

1 これまでの前金払制度

一定の要件（保証事業会社の保証がなされた公共工事のうち、契約金額が500万円を超
えるもの）を満たす場合、契約金額の4割以内の範囲で前金払をすることができる制度

2 中間前金払制度の概要

一定の要件が認定された場合、当初の前金払（4割以内）に加えて、さらに2割以内の範
囲で前金払（中間前金払）をすることができる制度

3 制度の導入時期

平成23年4月1日以後に締結する契約

※ただし、平成23年3月31日まで締結した契約の変更契
約を除く。



4 対象となる工事

請負代金の額が500万円以上の建設工事で、既に4割以内の前金払がなされている工事

5 認定要件

次の要件をいずれも満たしていることとします。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事
に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の2分の1以上の額に相
当するものであること。



6 中間前金払の割合

請負代金の額の2割以内とします。ただし、中間前金払を支出した後の前払金の合計額が請負代金の額の6割を超えることはできません。

7 注意事項



中間前金払と部分払いの併用はできないものとします。

前払金に係る手続きの流れ

